

自転車利用者のヘルメット着用努力義務化!

～令和5年4月から～

皆のもの～、
自転車に乗るときは、
ヘルメットをかぶろうマル!



【改正道路交通法第63条の11】

① 自転車の運転者等の遵守事項

- (1) ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- (2) 他人を同乗させる場合は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

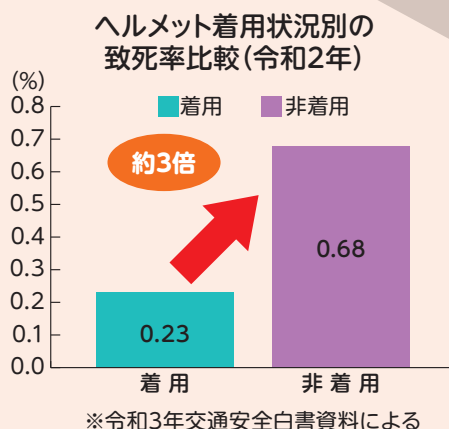
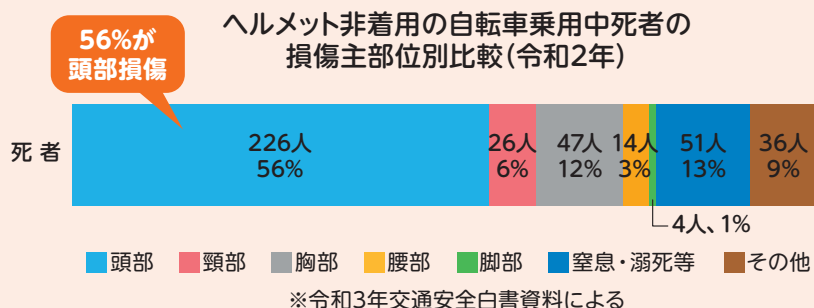
② 保護者の努力義務

児童、幼児が自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

※ヘルメットは正しく着用しましょう。



ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べ約3倍も高くなります



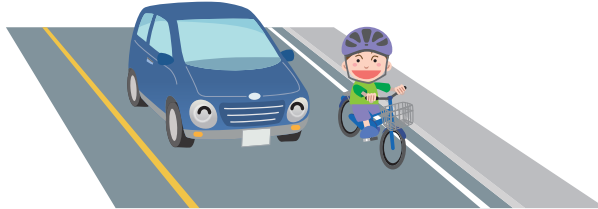
山梨県自転車交通安全
ロゴマーク



守ろう 自転車安全利用5則

(令和4年11月1日改正)

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



普通自転車が
例外的に歩道を交通できるのは、

- 歩道通行可の標識がある歩道
- 13歳未満の子ども
70歳以上の高齢者
体の不自由な方
- 車道通行が危険な場合
など

2 交差点では 信号と一時停止を守って 安全確認 自転車は「車両」です。



3 夜間はライトを点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、ライトと尾灯
(又は反射器)をつけなければなりません。



4 飲酒運転は禁止

自転車は「車両」です。
道路交通法違反が適用されます。

※罰則
5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
(酒に酔った状態で運転した場合)



5 ヘルメットを着用

- ・自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- ・自転車の運転者は、他人を乗車させるときは乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。
- ・保護者は、子どもが自転車を運転するとき、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。



☆自転車も車両、横断歩道は歩行者優先です。

☆傘をさしながらの運転・携帯電話を
使用しながらの運転はできません。

